

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第262号

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、

年	月	日	性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
---	---	---	----	----------------------------	----------------------------

を

年	月	日
---	---	---

に改める。

第2号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第3号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、

性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
----	----------------------------	----------------------------

を

--

に改める。

第4号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、

保護者	住所	
	氏名	

を

家族等	住所	
	氏名	続柄等

に改め、

同様式注を同注1とし、同注に次のように加える。

- 「家族等」とは、仮退院する精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人をいいます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(こころの健康増進センター)